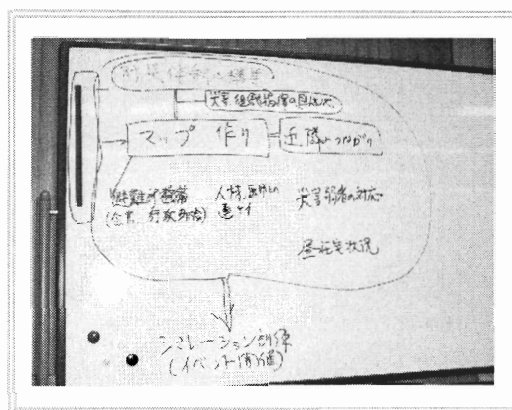
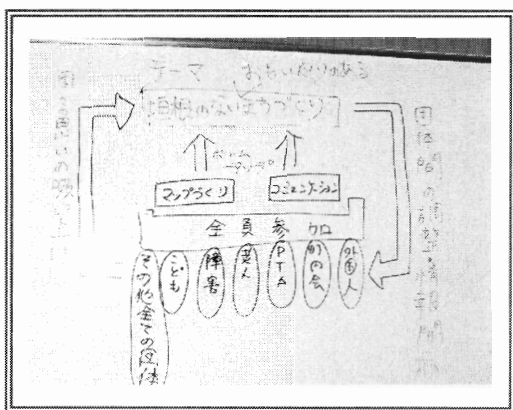


翼まちづくり協議会 設立総会



日 時 平成20年3月29日(土)
午後7時から
会 場 中央公民館 中会議室A・B

翼まちづくり協議会 設立総会次第

1 開会のことば

2 設立者代表のあいさつ

3 議 事

第1号議案 翼まちづくり協議会設立趣旨書について

第2号議案 翼まちづくり協議会規約について

第3号議案 平成20年度翼まちづくり協議会事業計画について

第4号議案 平成20年度翼まちづくり協議会予算について

第5号議案 翼まちづくり協議会役職について

4 会長のあいさつ

5 来賓のあいさつ

高浜市長 森 貞 述 様

県議会議員 杉 浦 孝 成 様

市議会議長 森 英 男 様

6 閉会のことば

第1号議案

翼まちづくり協議会設立趣旨書（案）

今日、日本社会は大きな転換期を迎えています。地方分権の進展や少子高齢社会の到来に加え、国・地方においても厳しい財政状況が続くことが予測されます。これからは、何より「地域でできることは、地域で行う」「地域だけでできないことは、行政と協働して行う」といった考えのもと、地域の自主的・主体的な取組みが重要になってきます。

そのためには、「物の豊かさ」によって忘れかけた「人と人とのつながり」「助け合い」といった「心の豊かさ」を再生させる「新しい社会」を私たちの手で創り上げていかなければなりません。

ここ翼地区は、近年、高浜中部特定土地区画整理事業、高浜東部土地区画整理事業に加え、平成14年4月の翼小学校の開設により急速に発展を遂げてきた地域であります。しかし、その裏では、旧高浜地区、旧高取地区及び旧吉浜地区の人々が集まってできた地区であるとともに、開発行為による戸建住宅やマンション等の林立により新しい住民が急増したことで、地縁関係の希薄化が懸念されています。

このような状況の中で、増加する街頭犯罪の抑止や将来に向かって発生が予測される東海地震・東南海地震などからの被害を最小限に食い止めるためには、翼地区の住民が一致団結してこれらの対策に取り組む必要があります。

そこで、神明町、豊田町、湯山町の翼地区の人たちが互いに協力し、防犯及び防災体制の構築に向けた取組みを通して、住民相互のコミュニケーションづくりを行うことにより、だれもが日々の生活の中で、安心・安全に暮らすことができ、人と人とのふれあいを通してお互いを思いやる気持ちを育む「垣根のない思いやりのあるまちづくり」を目指し、ここに「翼まちづくり協議会」を設立します。

平成20年3月29日

翼校区まちづくり協議会設立準備委員会

会長 高橋好治

第2号議案

翼まちづくり協議会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、翼まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、高浜市神明町二丁目18番地13に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 協議会は、翼小学校区内の住民が互いに協力し合い、防犯・防災体制の構築に向けた取組みを通して、住民相互のコミュニケーションづくりを行うことにより、だれもが日々の生活の中で、安心・安全に暮らすことができ、心の豊かさを実感できる「垣根のない思いやりのあるまちづくり」を推進することを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防犯対策に関する事業
- （2） 防災対策に関する事業
- （3） 第1号及び前号の事業の推進のために実施するコミュニケーションづくりに関する事業
- （4） その他協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 加入団体

（加入団体の種別）

第5条 協議会の加入団体は、次の2種とする。

- （1） 登録団体 協議会の運営に参画する団体
- （2） 協力団体 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に協力し、又は支援する団体又は事業者

（入会）

第6条 加入団体は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- （1） 翼小学校区内に活動の拠点をもつ団体又は事業者（以下「団体等」という。）であること。
- （2） 団体等の構成員が3人以上であること。
- （3） 宗教活動に利用するものでないこと。
- （4） 政治活動に利用するものでないこと。
- （5） 暴力団に関係するものでないこと。

2 登録団体又は協力団体として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出し、代表者会の承認を受けなければならない。

（加入団体の資格の喪失）

第7条 加入団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（1）別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出し、代表者会の承認を受けたとき。

（2）団体等が解散したとき。

（3）除名されたとき。

（退会）

第8条 加入団体は、退会届を会長に提出し、代表者会の承認を受けたときは、退会することができる。

（除名）

第9条 加入団体が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

（1）協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の趣旨目的に反する行為をしたとき。

（2）公の秩序を乱す行為をしたとき。

（3）その他加入団体として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その団体等にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 評議委員、代表者等

（評議委員）

第10条 協議会に評議委員を置く。

2 評議委員の定数は、60人以内とする。

3 評議委員は、別に定める登録団体ごとの定数に基づき、それぞれの登録団体において選出する。この場合において、新たに登録団体として加入する団体の評議委員の定数は、代表者会において加入の承認を行うときに定めるものとする。

（代表者）

第11条 協議会に代表者を置く。

2 代表者の定数は、12人以上16人以内とする。

3 代表者は、別に定める選出ブロックごとの定数に応じ、当該選出ブロックごとの評議委員の互選により選出する。この場合において、新たに

登録団体として加入する団体の評議委員の選出ブロックは、代表会において加入の承認を行うときに定めるものとする。

(部会)

第12条 協議会に、防犯部会及び防災部会を設ける。

2 評議委員は、いずれかの部会に所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、両方の部会に所属することができる。

3 部会は、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第13条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、若干名の事務局員を置く。

2 事務局員は、評議委員会の承認を経て、会長が任免する。

(役職)

第14条 協議会に次の役職を設ける。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 部会長 各1人

(4) 副部会長 各1人

(5) 事務局長 1人

(6) 会計 1人

(7) 監事 2人

2 前項第1号から第6号までの役職については、代表者の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

3 監事については、代表者以外の評議委員の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

4 部会長は、副会長が兼ねるものとする。この場合においては、2人の副会長のうち、一方の副会長が防犯部会の部会長に、もう一方の副会長が防災部会の部会長になるように選出するものとする。

(職務)

第15条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

3 部会長は、部会の会務を総括し、事業活動の推進に努める。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 事務局長は、事務局の統制を図り、協議会の良好な運営に努める。

- 6 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 7 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第16条 代表者及び評議委員(第14条に規定する役職を含む。以下「代表者等」という。)の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 評議委員を団体役員の中から選出した団体において、当該評議委員が当該団体の役員を任期満了等により辞任したときは、評議委員の任期途中であっても、評議委員の変更を行うことができる。

3 補欠のため、又は増員により選任された代表者等の任期は、第1項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 代表者等は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役職に就いている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役職に就くものとしてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その者にあらかじめ通知するとともに、解任を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

第5章 総会

(総会の種別)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、評議委員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役職に就く者の選出案の承認又は解任
- (5) 加入団体の除名
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 評議委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 評議委員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した評議委員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、評議委員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した評議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない評議委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した評議委員は、第24条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 評議委員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 評議委員会

(構成)

第28条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

(権能)

第29条 評議委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 評議委員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第31条 評議委員会は、会長が招集する。

- 2 評議委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 評議委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第33条 評議委員会における議決事項は、第31条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 評議委員会の議事は、評議委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 やむを得ない理由のため評議委員会に出席できない評議委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した評議委員は、次条第2号の規定の適用については、評議委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 評議委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議委員総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 代表者会

(構成)

第36条 代表者会は、代表者をもって構成する。

(権能)

第37条 代表者会は、この規約に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 評議委員会に付議すべき事項
- (2) その他協議会の運営上調整を要する事項

(開催)

第38条 代表者会は、原則として月1回開催する。

(招集)

第39条 代表者会は、会長が招集する。

- 2 代表者会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第40条 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第41条 代表者会における議決事項は、第39条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 代表者会の議事は、代表者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第42条 やむを得ない理由のため代表者会に出席できない代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入
(事業計画及び予算)

第44条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、代表者会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、代表者会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第50条 この規約は、総会に出席した評議委員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この規約の施行について必要な細則は、評議委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会の設立当初の登録団体、評議委員及び代表者は、第6条第2項、第10条第3項及び第11条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

登録団体	評議委員	代表者選出 ブロック	代表者		
神明町・豊田町町内会	土屋三四次	第1ブロック	川角吉則 神谷六豊 小島伸 仲		
	川角吉則				
	古橋秀夫				
親宝会	古橋幸夫				
	中根忠義				
	神谷六朗				
	川角豊治				
	小島伸				
	兵藤嗣男				
湯山町町内会	神谷勝司			第2ブロック	神谷勝司 矢野正彦 高橋好一 森
	矢野正彦				
	中根芳美				
	近藤安範				
湯山町町内会長OB会	高橋好治				
	森一司				
	水野憲俊				
	深谷清博				
翼小学校	片山正巳	第3ブロック	竹内一仁 舟波孝夫 神谷和貴 廣田貴峰		
	六角英彰				
翼小学校PTA	竹内一仁				
	見澤勝弘				
	宮下豊				
飛翔の会	舟波孝夫				
	高桑雄司				
	高橋英雄				
	岩月輝也				
	神谷和之				

翼地区子ども会	廣 田 貴 峰	第4ブロック	内 藤 忠 彦 酒 井 尚 典 赤 崎 国 弘 中 原 弘 道
	神 谷 久美子		
よしいけ保育園	磯 部 茂 久		
よしいけ保育園保護者の会	矢 野 美 紀		
いきいきクラブ	水 谷 武 氏		
寿楽会	野 村 勝 也		
民生委員	内 藤 忠 彦		
	中 坪 順 子		
	深 谷 正 己		
	春 田 とし子		
	杉 田 正 典		
	神 谷 光 雄		
	平 野 しげ子		
	石 川 福 子		
	杉 浦 洋 子		
翼公民館運営委員会	酒 井 尚 典		
	竹 内 行 雄		
	赤 崎 国 弘		
	大 野 岩 男		
	黒 川 美 克		
翼公民館	中 原 弘 道		
高浜ケアハウス	星 野 百 世		
養護老人ホーム高浜 安立	石 橋 秀 樹		

- 3 協議会の設立当初の代表者等の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 協議会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

第3号議案

平成20年度 翼まちづくり協議会事業計画書（案）

1 事業実施の方針

（仮称）翼まちづくり協議会は、神明町、豊田町、湯山町の翼地区の人たちが互いに協力し合い、防犯・防災体制の構築に向けた取組みを通して、住民相互のコミュニケーションづくりを行うことにより、だれもが日々の生活の中で、安心・安全に暮らすことができ、心の豊かさを実感できる「垣根のない思いやりのあるまちづくり」を目指して、次の事業を計画実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）防犯パトロール事業（防犯部会）

【事業概要】 街頭犯罪、住宅侵入盗などの犯罪を未然に防ぐため、青色回転灯車両による防犯パトロールを実施する。

【実施項目】

① 青色回転灯車両による防犯パトロール

〔内 容〕 青色回転灯車両により夜間に防犯パトロールを実施する。

〔日 時〕 週3回程度（1回2時間）

〔場 所〕 翼小学区全域

〔従 事 者〕 1回2人1組で実施 延べ300人

〔実施主体〕 神明町・豊田町町内会、湯山町町内会、飛翔の会

（2）防犯マップ作成事業（防犯部会）

【事業概要】 校区住民全員参加による防犯マップを作成する。今年度は、子ども、高齢者、障害者の安全・安心に主眼を置いた防犯マップを、子ども、高齢者、障害者が自ら参加して作成する。

【実施項目】

① 防犯マップ先進地視察

〔内 容〕 防犯マップを作成するに当たり、参考とするため、先進的に取り組んでいる地域を視察する。

〔日 時〕 4月又は5月

〔場 所〕 京都府及び奈良県の先進地区を予定

〔従 事 者〕 各団体の代表者等 40人程度

〔実施主体〕 まち協事務局

② 防犯マップの作成（翼小学校全児童対象）

- 〔内 容〕 1年生 下校時、安心おじさんと共に通学路をチェック
 2年生 町のすてきさん探しの時に、引率保護者と共に小地域の危険場所をチェック
 3・4年生 高齢者や障害者にとっての危険場所を高齢者、障害者と共にチェック
 5・6年生 自転車に乗る子どもにとっての危険場所をチェック
- 〔日 時〕 1・2年生：6月 3・4年生：10月 5・6年生：6～7月
- 〔場 所〕 翼小学校を基点として、学区全体
- 〔従 事 者〕 翼小学校の全児童及び関係する大人 延べ700人程度
 (マップデータの集約・処理は、教員及びPTA役員で実施)
- 〔実施主体〕 翼小学校、翼小学校PTA
- 〔実施協力〕 安心おじさん、いきいきクラブ、社会福祉協議会

③ 防犯マップの作成（親子対象）

- 〔内 容〕 マップ作りを行う親子を募集し、自宅付近を中心とした防犯マップを作成する。
- 〔日 時〕 夏休み中（7月下旬～8月）
- 〔場 所〕 翼小学校を基点として、学区全体
- 〔従 事 者〕 20～30家族 延べ70人程度
 (担当は、PTAよろずグループ及び教職員)
- 〔実施主体〕 翼小学校、翼小学校PTA

④ 防犯マップの作成（子ども会対象）

- 〔内 容〕 子ども会が中心となって、危険箇所等を調査し、防犯マップを作成する。
- 〔日 時〕 危険箇所調査 6月（市民一斉清掃時）
 マップへの落とし込み 7月下旬～8月（夏休み中）
- 〔場 所〕 翼小学校を基点として、学区全体
- 〔従 事 者〕 危険箇所調査 子ども、育成、保護者 250人程度
 マップへの落とし込み 子ども、育成 150人程度
- 〔実施主体〕 翼地区子ども会

⑤ 防犯マップ発表会

- 〔内 容〕 子どもたちや、高齢者、障害者が一緒になって作成した防犯マップを校区住民に披露し、周知するための発表会を開催する。
- 〔日 時〕 1月～2月頃
- 〔場 所〕 市民センターホール

- 〔従事者〕 各団体の代表、子どもたち 100人程度
〔実施主体〕 翼小学校、翼小学校PTA
〔実施協力〕 翼地区子ども会、翼公民館運営委員会

(3) 防犯力・コミュニケーション向上事業（防犯部会）

【事業概要】 防犯力の向上を目指した講座の開催や意識啓発事業を行うとともに、コミュニケーションの向上を図るために、親子でふれあえる教室の開催や高齢者と子どもの交流などの事業を行う。

【実施項目】

① セルフディフェンス講座の開催

〔内 容〕 不審者に遭遇した時や災害時などの自分自身を守るための対処方法等の知識を習得するため、防犯・防災ホイッスル等を活用したセルフディフェンスの講座を2回開催する。1回は小学校の5・6年生を対象とする。もう1回は、防犯マップ発表会時に学校関係、町内会役員、班長、民生委員、防犯パトロール隊員、園児・児童の保護者などを対象に開催し、500人程度の参加を見込む。受講者は、各団体の会合時、学校、各家庭等で周知することにより、校区全体へ反映させる。

〔日 時〕 小学生向け 6月～7月頃
一般向け 1月～2月頃（防犯マップ発表会時に実施）

〔場 所〕 小学生向け 翼小学校ふれあいホール
一般向け 市民センターホール

〔参加者〕 小学生向け 翼小学校5・6年生 215人
一般向け 各団体の代表、園児・児童の保護者を中心に、500人程度

〔実施主体〕 翼公民館運営委員会、翼小学校

〔実施協力〕 すべての登録団体

② 防犯のぼりの設置

〔内 容〕 町内会の役員・班長に防犯啓発用のぼりを配布し、自宅前に設置していただくことにより、防犯に力を入れている地域ということを印象付けるとともに、校区住民への注意を促す。なお、のぼりに、まち協の名前を入れることにより、校区住民に対し、まち協のPRにもつながる。

〔日 時〕 配布時期 4月下旬

〔場 所〕 対象者の自宅前

〔従 事 者〕 神明町・豊田町町内会の役員、班長 100人程度

湯山町町内会の役員、班長 150人程度

〔実施主体〕 神明町・豊田町町内会、湯山町町内会

③ コミュニケーションづくりのための親子教室の開催

〔内 容〕 親子でランプシェード作り

翼小学校5・6年生の児童が行う従来のランプシェード作りに親や4年生以下の児童の希望者も参加して行う。

〔日 時〕 6月～7月頃

〔場 所〕 翼小学校図工室、教室、ふれあいホール

〔参 加 者〕 5・6年生児童（215人）、参加保護者、4年生以下の児童の希望者（講師は鬼師、事務局は教職員）

〔実施主体〕 翼小学校

④ ふれあい防犯訪問

〔内 容〕 一人暮らしの老人宅へ高齢者と児童が訪問し、健康確認を行うとともに、防犯・防災ホイッスルを手渡し、災害時におけるホイッスルの効果的な使用方法などを子どもから伝えることにより、高齢者と児童のコミュニケーションを図る。

〔日 時〕 未定

〔場 所〕 一人暮らし老人宅

〔従 事 者〕 高齢者と翼小学校の5・6年生の児童 延べ100人程度

〔実施主体〕 翼小学校

〔実施協力〕 安心おじさん、民生委員、いきいきクラブ、社会福祉協議会

（4）防災マップ作成事業（防災部会）

【事業概要】 ①地域内の避難所に暫定看板を設置する。

②大きな防災マップを作成する（事務局用）。

③防災マップを作成し、校区内の世帯に配布する。

【実施項目】

① 地域内の避難所への暫定看板の設置

〔内 容〕 地域内の避難所に暫定看板を設置し、地域住民に対して避難所を周知する。

〔日 時〕 4月から

〔場 所〕 神明町、豊田町、湯山町地内

〔従事者〕 登録団体及び協力団体の会員のうち協力者

〔実施主体〕 まち協事務局

〔実施協力〕 神明町・豊田町町内会、湯山町町内会

② 防災マップ作成現地調査活動

〔内 容〕 防災マップ作成のために、関係団体が地域内の危険場所等の現地調査活動を実施する。

〔日 時〕 4月から

〔場 所〕 神明町、豊田町、湯山町地内

〔従事者〕 登録団体及び協力団体の会員のうち協力者

〔実施主体〕 神明町・豊田町町内会、湯山町町内会

〔実施協力〕 すべての登録団体及び協力団体

③ 防災マップ作成の活動内容説明会の開催

〔内 容〕 防災マップの調査・作成に対する活動内容の説明会を、町内会理事、班長等を対象に年2回開催する。

〔日 時〕 4月から

〔場 所〕 神明町、豊田町、湯山町地内

〔参加者〕 校区住民のうち参加希望者

〔実施主体〕 まち協事務局、神明町・豊田町町内会、湯山町町内会

〔実施協力〕 すべての登録団体及び協力団体

④ 防災マップ（世帯配布用）の作成

〔内 容〕 地域での避難所整備、医師等の地域の専門家との連携、井戸水提供先・消火栓・資機材等の把握、医療機関・防災機関・福祉機関等の連携先の把握した防災マップを印刷し、地域住民に配布する。

〔日 時〕 10月から

〔場 所〕 神明町、豊田町、湯山町地内

〔従事者〕 登録団体及び協力団体の会員のうち協力者

〔実施主体〕 神明町・豊田町町内会、湯山町町内会

〔実施協力〕 すべての登録団体及び協力団体

(5) 防災マップ情報のパソコン管理事業（防災部会）

【事業概要】 防災マップの情報をパソコンで管理する。

【実施項目】

① 防災マップ情報のデータ管理

〔内 容〕 地図情報ソフトを活用し、防災マップ情報をパソコンで管理する。

- 〔日 時〕 1月以降
〔場 所〕 まち協事務所（旧J A）
〔従 事 者〕 まち協事務局及びその他の協力者
〔実施主体〕 まち協事務局
〔実施協力〕 すべての登録団体及び協力団体

（6）児童・園児起震体験事業（防災部会）

【事業概要】 児童・園児を対象に起震車を活用した起震体験訓練を実施する。

【実施項目】

① 児童・園児起震体験訓練

- 〔内 容〕 児童・園児を対象に起震車を活用した起震体験訓練を実施する。
〔日 時〕 秋頃
〔場 所〕 未定
〔参 加 者〕 児童・園児 150人程度
〔実施主体〕 翼地区子ども会
〔実施協力〕 よしいけ保育園、よしいけ保育園保護者の会

第4号議案

平成20年度 翼まちづくり協議会予算書(案)

平成20年3月29日から平成21年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1 事業収入		
1) 防犯マップ作成事業	40,000	防犯マップ先進地視察参加費として
2) 防犯力・コミュニケーション向上事業	15,000	ランプシェード作り参加費として
2 補助金等収入		
1) 補助金収入	7,534,000	高浜市から地域内分権推進事業交付金として
3 雑収入		
1) 受取利息	1,000	預金利息
収入合計	7,590,000	

科 目	予算額	備 考
II 支出の部		
1 事業費		
1) 防犯パトロール事業		
青色回転灯車両によるパトロール	970,000	従事者謝礼、保険料、燃料費、修繕料など
2) 防犯マップ作成事業		
防犯マップ先進地視察	152,000	バス借上料、食糧費
防犯マップの作成(全児童対象)	191,000	従事者謝礼、食糧費、消耗品費
防犯マップの作成(親子対象)	99,000	従事者謝礼、食糧費、消耗品費
防犯マップの作成(子ども会対象)	110,000	従事者謝礼、食糧費、消耗品費
防犯マップ発表会	100,000	会場使用料、消耗品費
3) 防犯力・コミュニケーション向上事業		
セルフディフェンス講座の開催	877,000	講師謝礼、会場使用料、消耗品費、雑費
防犯のぼりの設置	410,000	消耗品費
コミュニケーションづくりのための親子教室の開催	60,000	講師謝礼、食糧費、消耗品費
ふれあい防犯訪問	56,000	従事者謝礼、食糧費
4) 防災マップ作成事業		
地域内の避難所への暫定看板の設置	105,000	消耗品費
防災マップ作成現地調査活動	700,000	調査員謝礼、消耗品費
防災マップ作成の活動内容説明会の開催	40,000	会場使用料、食糧費
防災マップ(世帯配布用)の作成	525,000	印刷製本費
5) 防災マップ情報のパソコン管理事業		
防災マップ情報のデータ管理	659,000	備品購入費、役務費
6) 児童・園児起震体験事業		
児童・園児起震体験訓練	36,000	食糧費、燃料費
2 管理費		
1) 事務局員謝礼	1,800,000	150,000円×12月
2) 会議費	30,000	全体会・代表者会・部会会場使用料、お茶代
3) 消耗品費	178,000	印刷機マスター・インク、コピー用紙など
4) 通信運搬費	96,000	切手代
5) 手数料	96,000	複合機プリント料、振込み手数料
6) 保険料	100,000	活動保険料
3 予備費	200,000	
支出合計	7,590,000	
当年度収支差額	0	

第5号議案

翼まちづくり協議会役職（案）

敬称：略

役 職 名		氏 名	所 属 団 体 等
会 長		高 橋 好 治	湯山町町内会長OB会
副 会 長		神 谷 六 朗	親宝会
		森 一 司	湯山町町内会長OB会
防犯部会	部 会 長	神 谷 六 朗	親宝会
	副 部 会 長	神 谷 和 之	飛翔の会
防災部会	部 会 長	森 一 司	湯山町町内会長OB会
	副 部 会 長	内 藤 忠 彦	民生委員（神明町）
事 務 局	事 務 局 長	中 原 弘 道	翼公民館
	会 計	酒 井 尚 典	翼公民館運営委員会

役 職 名		氏 名	所 属 団 体 等
監 事		片 山 正 巳	翼小学校
		磯 部 茂 久	よしいけ保育園